

6 み 下 審 第 2 号
令和6（2024）年6月25日

みよし市長 小 山 祐 様

みよし市下水道事業経営審議会
会長 村 松 幸 廣

下水道事業の健全な経営について（答申）

令和5（2023）年10月23日付け5み下第268号で諮問のありました下水道事業の健全な経営について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和6年6月25日

みよし市下水道事業経営審議会

1 はじめに

下水道は、汚水の排除による生活環境の改善や河川などの公共用水域の水質の保全、雨水による浸水の防除などの役割を担い、快適で安心な生活を送るうえで欠かすことのできない重要な施設である。

本市では、地域性の違いにより異なる3つの事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業）のもと、下水道施設の整備を進めてきた。

しかしながら、近年、節水機器の普及や節水意識の高まりに起因した水需要の減少により、下水道使用料の増収が見込めない状況にある一方、過去に整備した施設の更新費や老朽化した施設の維持管理費の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増しつつある。

さらに、国土交通省より、「令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合」は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないことが示された。本市は、現時点でどの条件も満たしていないため、交付金の交付対象外となる。今後、広域化事業を実施していく中で、国からの交付金を活用できなければ、下水道事業の経営はますます苦しくなり、一般会計への依存度が増すばかりの状況となってしまう。

これらのことから、令和5年10月23日に市長より、「下水道事業の健全な経営について」の諮問があり、それに対して本審議会では、下水道事業の現状と将来の見通しなどを踏まえ、地方公営企業の経営原則である「受益者負担の原則」と「独立採算制の原則」を基にし、経営の安定化を目指して慎重に審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

2 下水道使用料改定の必要性

本市の下水道使用料は、平成15年に改定して以来、20年が経過している。

現在の下水道使用料単価は107.4円/㎡、経費回収率は63.6%であり、国が要請する基準を大きく下回っていることから、改善が求められる。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用される。これまでも本市では経費削減に取り組んでおり、今後は農業集落排水とコミュニティ・プラントを公共下水道に切り替えることで維持管理費の大幅な削減を目指している。しかしながら、様々な経費削減を実施してもなお、現在の下水道使用料体系では将来にわたって汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計から基準外の繰入金をもらうことで、下水道経営が維持されている状況であることから、受益者負担の原則に従い、市税に依存しない財源確保が必要である。

厳しさを増す下水道事業の経営環境を鑑み、国からの交付金を活用しながら、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくため、下水道使用料の改定は必要であると考える。

以上のことから、汚水処理費に係る経費回収率を100%に引き上げ、下水道使用料単

価を150円/㎡³にすることを目標とし、そのためには約37%の改定が必要となる。

ただし、市民生活や地域経済への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないように十分に配慮すべきであるとする。

3 下水道使用料の改定について

(1) 改定時期

国が求める水準である使用料単価 150円/㎡³ を早期に達成することが必要であるが、使用者に急激な負担増が生じないように配慮が必要であることから、令和7年度及び令和12年度の2段階で改定することが適当である。

(2) 使用料算定期間

1回目を令和7年度から令和11年度までの5年間、2回目を令和12年度から令和16年度までの5年間とする。

(3) 平均改定率

1回目を20%、2回目を17%（初回改定前比）とする。

ただし、2回目に関しては、1回目の改定後の状況を踏まえて、「使用料単価を150円/㎡³、経費回収率100%」を達成するために不足する分の改定とする。

(4) 資産維持費

本市では、污水处理費を使用料収入で賄っていない状況であるため、まずは污水处理費を使用料収入で賄うことを優先するものとする。そのため、将来の固定資産の更新費用のために積み立てることを目的とした資産維持費については、今回は使用料算定のための原価に含めないこととする。

(5) 使用料体系（1回目改定）

①基本使用料と従量使用料の割合

下水道事業は、施設整備にかかる投資費用が大きく、固定費の割合が極めて高い事業である。使用料として回収すべき費用の大部分は固定費であり、基本使用料によりこの費用を賄うことが可能であれば、使用水量の減少に対しても、安定的な事業継続が可能となる。

今後の使用水量の推移や老朽化対策などを踏まえると、基本使用料の割合を高めることが適当である。一方で、基本使用料で賄う固定費の割合を高めた場合、使用水量の少ない一般家庭などの使用料が高額になることから、公益社団法人日本下水道協会が発行する「下水道使用料算定の基本的な考え方」の配賦基準の例示に従い、固定費を基本使用料と従量使用料に「3：7」で配賦する。

②基本水量の設定

これまでの使用料体系では、2か月あたり20㎡³の基本水量を設定しているが、従量使用料の不足分が大きいことから、使用者に適切に使用分を負担してもらうためにも基本水量を廃止することが妥当である。

③従量使用料の区分の設定

これまでの使用料体系では、2か月あたり20㎡³の基本水量を超過した使用水量が

ら、超過料として、使用水量に応じた5段階の水量区分を設定しているが、基本水量制廃止に伴い、1 m³から従量使用料を設定するとともに、使用者数が最も多い2か月あたり31～40 m³の層と使用水量が多い層に配慮し、水量区分を9段階へ変更することが妥当である。

④基本使用料の設定

これまでの使用料体系では、基本使用料は2か月あたり1,800円であるが、これでは必要な基本使用料の収入分を賄うことができない状況であるため、基本使用料を理論値1,877円の切り上げにあたる、2か月あたり1,900円に引き上げることが妥当である。

⑤従量使用料の設定

使用者数が最も多い2か月あたり31～40 m³の層に係る負担に配慮しつつ、各水量区分間の改定率の差が最も小さくなる体系を採用した。

下水道使用料（2月につき）

区分		現行金額	改正金額	差額
基本使用料		1,800円	1,900円	+100円
従量使用料 (m^3)	10 m ³ まで	—	10円	+10円
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	—	20円	+20円
	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	90円	105円	+15円
	40 m ³ を超え 60 m ³ まで	90円	115円	+25円
	60 m ³ を超え 100 m ³ まで	100円	125円	+25円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	120円	145円	+25円
	200 m ³ を超え 600 m ³ まで	140円	170円	+30円
	600 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	170円	205円	+35円
	1,000 m ³ を超えるもの	170円	210円	+40円

(6) 使用料体系（2回目改定）

令和12年度の改定に向けた使用料体系の見直しについては、令和10年度以降に検

討するものとする。

4 附帯意見

- (1) 下水道使用料の改定にあたり、市民及び事業者十分に理解していただくために、改定の趣旨や内容などについて効果的な周知や広報活動に努めること。
- (2) 下水道使用料については、経営戦略に基づき、5年に1回の頻度で見直しを図ること。
- (3) 生活環境や水環境の保全における下水道の重要性について周知し、接続を促進すること。
- (4) 農業集落排水とコミュニティ・プラントの公共下水道への接続を早期に達成することやより一層の経営効率化を図ることで経費削減に努めること。
- (5) 使用料の改定により使用者の負担が増えるが、特に低所得者層に対しては必要に応じて福祉分野などで負担軽減の施策を検討することを望む。
- (6) 資産維持費について、今回の審議では令和7年度と令和12年度の改定時には使用料算定の原価に含めないこととした。しかしながら、それ以降の使用料の見直しの際にも、下水道事業の経営を鑑み、使用料算定の原価に含めるかどうかを検討すること。

5 おわりに

本審議会では、「下水道事業の健全な経営について」市長からの諮問を受け、下水道事業の経営安定化のため、下水道使用料の改定について慎重に審議を重ね、結論を出すにいった。下水道事業の経営状況について審議した本答申書は、下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示したものになったと考える。

使用料の改定は、使用者の負担が増えることから、使用者である市民や事業者の理解と協力を得ながら行うことが重要であり、一般会計に過度に依存することなく、事業を推進していくことを期待する。

下水道事業は、市民生活を支える重要な社会資本であることは周知のとおりである。公営企業として、不断の経営努力を行い、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、独立採算の原則のもと、自立した経営を行っていくことを希望する。